

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（以下：改正義務標準法）が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。

文部科学大臣は、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。さらにきめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。また、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等やいじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や養護教員・事務職員・栄養職員などの少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、小学校・義務教育学校についても、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や養護教員・事務職員・栄養職員などの少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

鳥取市議会議長 寺坂寛夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
様